

平成 30 年度原子力災害時におけるドローンを活用した
情報収集体制構築業務

公募型プロポーザル手続等に関する説明書

愛 媛 県

【 目 次 】

1	業務の概要	1
2	企画提案の募集から契約までの手順	1
3	貸出図書	1
4	担当部局及び連絡先	2
5	企画提案書の提出者に必要な資格	2
6	参加表明	2
7	説明書に関する質問の受付及び回答	3
8	企画提案書の提出	4
9	最優秀提案の選定	9
10	契約方法	11
11	苦情申し立てに関する事項	11
12	その他留意事項	12

様式 1～16

別添 1 「平成 30 年度原子力災害時におけるドローンを活用した情報収集体制
構築業務提案仕様書（案）」

別添 2 「平成 29 年度原子力災害時における無人航空機（ドローン）の活用
に係る調査業務報告書概要版」

別添 3 「平成 30 年度原子力災害時におけるドローンを活用した情報収集体制
構築業務評価基準」

別添 4 「委託契約書(案)」

平成 30 年度原子力災害時におけるドローンを活用した情報収集体制構築業務 公募型プロポーザル手続等に関する説明書

1 業務の概要

(1) 業務の目的

原子力災害時における伊方地域の住民避難の更なる実効性の向上を図るため、住民避難に必要な避難道路等の被災状況を迅速かつ効率的に把握ができるよう、ドローンを活用した情報収集体制の構築を図る。

(2) 業務名

平成 30 年度原子力災害時におけるドローンを活用した情報収集体制構築業務

(3) 業務内容

別添 1 「平成 30 年度原子力災害時におけるドローンを活用した情報収集体制構築業務提案仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 履行期間

契約日から平成 31 年 3 月 20 日まで

(5) 委託料上限額

4 3 9, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記上限額を超える提案については、選定しない。

2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件（「5 企画提案書の提出者に必要な資格」参照）に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、県が内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容と認めた者と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号の規定により随意契約を締結する。

3 貸出図書

本業務の企画提案に当たっては、「平成 29 年度原子力災害時における無人航空機（ドローン）の活用に係る調査業務報告書」及び別添 2 「平成 29 年度原子力災害時における無人航空機（ドローン）の活用に係る調査業務報告書概要版」を踏まえ提案すること。

「平成 29 年度原子力災害時における無人航空機（ドローン）の活用に係る調査業務報告書」については、貸出図書申込書（様式 1）により「4 担当部局及び連絡先」に示すメールアドレス又は郵送により申し込むこと。申し込み確認後、郵送による貸出しを行うものとする。

なお、返却期限は、8（3）に示す企画提案書の提出期限と同日とする。

4 担当部局及び連絡先

愛媛県県民環境部防災局

原子力安全対策課原子力防災グループ（愛媛県庁第一別館3階）

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-912-2341

FAX 089-931-0888

電子メール genshiryokuanzen@pref.ehime.lg.jp

5 企画提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29年度から平成31年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の受領の期限の日から企画提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 企画提案書の受領の期限の日前6か月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員が役員となっている法人その他の団体又はこれらの者の利益となる活動を行う者でないこと（アに該当する者を除く。）。
- (6) 平成25年度から平成29年度までの間において、1で示した業務と同種若しくは類似の業務の実績又は当該業務に類する実証実験等の運営若しくは当該実証実験等への参画の実績があること。

6 参加表明

企画提案への参加を希望する者は、あらかじめ参加表明書（様式2）並び

に添付資料として「平成 29・30・31 年度競争入札参加資格審査結果通知書(写)」及び「企業の同種若しくは類似業務の受注実績又は実証実験等の運営若しくは参画実績」(様式 9)を提出すること。

なお、期限内に参加表明書を提出していない者は、企画提案に参加することができない。

(1) 期限

平成 30 年 5 月 18 日 (金) 17 時 15 分

(2) 場所

4 に同じ。

(3) 方法

持参又は郵送(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので期限までに到着したのものに限る。)すること。

(4) 参加資格の確認

ア 参加資格の確認の結果は、参加表明書を提出した者(以下「表明者」という。)に対して、平成 30 年 5 月 25 日 (金) までに、書面により通知する。

イ 参加資格が認められなかった者に対しては、愛媛県知事から通知する。

(5) 辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、平成 30 年 5 月 29 日 (火) 17 時 15 分までに、辞退届(様式 3)を提出すること。

7 説明書に関する質問の受付及び回答

本説明書に質問がある場合は、企画提案質問票(様式 4)を送付すること。

(1) 受付期間

平成 30 年 4 月 27 日 (金) 8 時 30 分から 5 月 11 日 (金) 17 時 15 分。

持参する場合は、執務時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第 3 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日以外の日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までをいう。)に限る。

(2) 場所

4 に同じ。

(3) 方法

持参、郵送(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので受付期間の最終日の 17 時 15 分までに到着したのものに限る。)、FAX 又は電子メール(着信を電話で確認すること。)によること。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成 30 年 5 月 17 日 (木) までに、愛媛県ホーム

ページにて掲載する。

※愛媛県ホームページ (<http://www.pref.ehime.jp/index.html>)

8 企画提案書の提出

(1) 提出物及び提出部数

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ア 企画提案提出書（様式5） | 1部 |
| イ 法人・団体の概要書（提案企業）（様式6） | 1部 |
| ウ 法人・団体の概要書（協力企業）（様式7） | 該当する場合、1企業につき1部 |
| エ 企画提案書（様式8～16） | 正1部、副7部 |
| オ 参考見積書 | 正1部、副7部 |

(2) 企画提案書の作成方法

ア 様式

企画提案書の様式は、様式8～16とするが、添付資料は自由様式とする。

また、表紙、目次、仕切り紙及び様式8～12に該当する箇所を除き、100ページ以内で簡潔明瞭に記載すること。なお、登録や資格を証明する資料等の添付資料は枚数に含まない。

用紙の規格は、原則としてA4版とし（A3折込も許容するが、2ページとして扱う。）、Word形式により、文字サイズ（10ポイント）や行間（固定値11ポイント）、ページ余白（上下、左右とも20mm）等標準設定を変えないこと。

イ 企画提案書の記載事項

企画提案書の作成に当たっては、仕様書を踏まえ次の表のとおり作成すること。

項目	記載事項
1 業務実施体制	本業務を実施する全体構成及び担当する部局について、次の事項を記載すること。 (1) 担当部局名 (2) 担当部局の職務の範囲 (3) 配置予定の管理技術者（プロジェクトマネージャー）及び担当技術者（個別業務責任者）を記載すること。 (4) 担当技術者は、次の個別業務の内訳ごとに代表技術者1名をそれぞれ記載すること。 ①ドローン機体及び搭載機材の導入 ②運航管理システムの整備

	<p>③映像収集配信システムの整備 ④通信環境の整備 ⑤飛行計画の作成、各種データ整備及びドローン機体と各システムの連携に係るシステム設定 ⑥実運用に向けたドローン飛行テストの実施 ⑦ドローン運用体制の整備（研修関係） ※②～⑤については、1人の責任者による兼務可 ※記載様式は、様式8とする。 ※管理技術者及び担当技術者の再委託は、認めない。ただし、担当技術者の副査に協力企業の技術者を配置することはできるものとし、予定技術者名、協力企業名及び所属・役職を併記すること。</p>
<p>2 企業の業務実績</p>	<p>企業の過去5年間（平成25年度～平成29年度）の同種業務若しくは類似業務の受注実績又はこれらの業務に類する実証実験等の運営若しくは参画実績について記載すること。 ※記載件数の上限は、5件とすること。 ※同種及び類似とは、次の業務を指す。（以下同じ。） 同種業務：上記1の（4）個別業務①～⑥の全て又はこれら全てに関する調査、研究若しくは開発の業務 類似業務：上記1の（4）個別業務①～⑥のいずれか又はこれらに関する調査、研究若しくは開発の業務 ※上記1の（4）個別業務⑥については、ドローン機体と運航管理システムを連携し自律飛行させ映像伝送を実施した業務とする。 ※記載様式は、様式9とする。 ※記載した実績を証明する書類の写し（契約書の写し又は報告書やプレスリリース等をいう。以下同じ。）を提出すること。</p>
<p>3 企業のISO等の認証取得状況</p>	<p>企業としての、品質管理マネジメントシステムに関するISO9001、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度（JIS Q 27001（ISO/IEC27001）、ITサービスマネジメントに関するISO20000及び個人情報保護に関するプラ</p>

	<p>イバシーマークの認証取得状況について記載すること。</p> <p>※記載様式は、様式 10 とする。</p> <p>※登録証等の写しを提出すること。</p>
4 予定技術者の資格及び業務実績	<p>配置予定技術者（管理、担当（副査含む））の各々について経歴や資格を記載すること。</p> <p>※記載様式は、様式 11 及び様式 12 とし、技術者ごとに記載すること。</p> <p>※記載件数の上限は、1 人につき 5 件とすること。</p> <p>※保有資格については、資格者証等の写しを提出すること。</p> <p>※実務経験については、平成 25 年度から平成 29 年度までの実績を記載すること。なお、記載した実績を証明する書類の写しを添付すること。</p>
5 事業内容	<p>事業内容について、次の事項を記載すること。</p> <p>1 事業内容</p> <p>(1) ドローン運航システムの整備</p> <p>①基本方針（全体像）</p> <p>仕様書「1 基本事項」及び「4 システム構成要件」等を踏まえ、システムの基本方針の特徴について概念図等を踏まえ具体的に記載すること。</p> <p>②ドローン機体及び搭載機材の導入</p> <p>ドローン機体及び搭載機材について、耐風性、防水性、飛行距離又は飛行時間及び長距離通信への対応並びに各システムとの連携、運用簡易性及び配備方法を、仕様書「1 基本事項」、「2 機能要件」、「3 性能要件」等を踏まえ具体的に記載すること。</p> <p>③運航管理システムの整備</p> <p>伊方町に配備する全てのドローンを愛媛県庁から操作し、飛行中の動態把握等を可能とする運航管理システムについて、仕様書「1 基本事項」、「2 機能要件」及び「3 性能要件」等を踏まえ具体的に記載すること。</p> <p>④映像収集配信システムの整備</p> <p>愛媛県庁及び伊方町役場において、ドローンから</p>

	<p>配信された映像を収集する映像収集配信システムについて、仕様書「1 基本事項」、「2 機能要件」及び「3 性能要件」等を踏まえ具体的に記載すること。</p> <p>⑤通信環境の整備</p> <p>機体及び基地局間の通信に係るアンテナ機器、アンテナの設置方法及び設置箇所並びに基地局と県災害対策本部間のネットワーク整備内容等について、仕様書「1 基本事項」、「2 機能要件」及び「3 性能要件」等を踏まえ具体的に記載すること。</p> <p>⑥飛行計画の作成、各種データ整備、ドローン機体と運航管理システム等の連携に係るシステム設定</p> <p>上記②～⑤が連携及び機能するためのシステム設計やデータ整備について、仕様書「1 基本要件」及び「5 移行要件」等を踏まえ具体的に記載すること。</p> <p>(2) 実運用に向けたドローン飛行テストの実施</p> <p>①飛行テスト等</p> <p>本業務で構築するドローン運航システムを実現するための事前の飛行テスト、受入テスト及びシステムテストについて、仕様書の「1 基本要件」及び「5 移行要件」等の内容を踏まえ具体的に記載すること。</p> <p>②愛媛県原子力防災訓練</p> <p>愛媛県原子力防災訓練での対応について、仕様書の「1 基本要件」及び「7 平成 30 年度県原子力防災訓練での対応」等の内容を踏まえ具体的に記載すること。</p> <p>(3) ドローン運用体制の整備</p> <p>①運用マニュアル、研修プログラムの作成及び研修会の実施</p> <p>本業務で構築するドローン運航システムを実運用するための関係者に対する運用マニュアル及び研修プログラムの作成並びに研修会の実施について、仕様書「1 基本要件」及び「5 移行要件」</p>
--	--

	<p>等の内容を踏まえ具体的に記載すること。 ※記載様式は、様式 13 とする。</p>
6 業務計画	<p>(1) 構築スケジュール 仕様書「6 構築業務の管理要件」等を踏まえ、システム構築の詳細なスケジュールを記載すること。 ※記載様式は、様式 14 とする。</p> <p>(2) 進捗管理 仕様書「6 構築業務の管理要件」等を踏まえ、採用する進捗管理手法を具体的に記載すること。</p>
7 実運用後の保守及び管理方針	<p>実運用後の保守管理方針について、仕様書「3 性能要件」等を踏まえ、次の事項を記載すること。 また、契約期間中のシステム改修や次回更新時における費用低減策を具体的に記載すること。</p> <p>(1) 保守管理体制の全体像 (2) ドローン機体及び搭載機材の保守管理方針 (3) 通信（通信機器、通信ネットワーク及び通信料）及び情報端末の保守管理方針 (4) 運航管理システム及び映像収集配信システムの保守管理方針 (5) 研修会の実施 (6) 平時及び災害時におけるバックアップ体制 (7) 費用低減方策 ※記載様式は、様式 15 とする。</p>
8 実運用後のランニングコスト（維持管理経費）	<p>上記 7 の保守管理方針を踏まえ、平成 31 年度以降の 1 年間のランニングコストを記載すること。 なお、記載の際は、具体的な内訳と金額について記載すること（消費税及び地方消費税を含む。）。 ※記載様式は、様式 16 とする。</p>

ウ 参考見積書の提出

企画提案書の内容について、参考見積書を提出すること。参考見積書は、その根拠が分かるように職種別人数など内訳について詳細に記載すること。なお、見積金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

エ 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準

時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(3) 期限

平成30年6月5日（火）17時15分

(4) 場所

4に同じ。

(5) 方法

持参又は郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので期限までに到着したのものに限る。）すること。

(6) 留意事項

ア 8（1）に示す提出物（以下「提出物」という。）について、提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示することがある。

イ 提出物は、返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1案のみとし、複数の提案をすることはできない。

9 最優秀提案の選定

(1) 選定の手続等

ア 提出された企画提案書の中から最も優れた提案を選定するため、平成30年度原子力災害時におけるドローンを活用した情報収集体制構築業務委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を開催する。

イ 審査会における審査は、書面審査、プレゼンテーション及びヒアリングとする。ただし、企画提案者が5者を超える場合は、1次審査（書面審査）と2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の2段階審査とする場合がある。1次審査において、2次審査の対象者として5者程度を選定し、その結果は、全提案者へ通知する。

ウ 審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）については、次のとおり実施する。

①実施日時：平成30年6月中旬

（詳細日時は、別途通知する。）

②実施場所：愛媛県庁内会議室

③説明者：本業務に従事予定の管理技術者（プロジェクトマネージャー）1名及びその他の者2名以内とする。

エ 審査会は、非公開とする。また、提案者は他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

オ 審査会でのプレゼンテーションは、企画提案書の内容についてのみ行うこと。また、必要によりパワーポイントの使用を認める。（プロジェクターは県が準備するが、パソコン等については提案者で準備すること。）

カ 最優秀提案として選定された者に対しては、選定された旨を書面により通知する。

(2) 企画提案書の評価方法及び配点

ア 別添3「平成30年度原子力災害時におけるドローンを活用した情報収集体制構築業務評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき、審査会において評価を行う。

（評価項目及び配点の概要）

評価項目	配点
1 業務の実施体制 (1) 実施体制 (2) 企業の業務実績 (3) 予定技術者の資格及び実績	100
2 事業内容 (1) ドローン運航システムの整備 (2) 実運用に向けたドローン飛行テスト等の実施 (3) ドローン運用体制の整備	280
3 業務計画 (1) 構築スケジュール (2) 進捗管理	40
4 実運用後の保守及び管理方針	30
5 実運用後のランニングコスト（維持管理経費）	30
6 見積額	20
合計	500

イ 提案内容について、評価基準に照らし妥当でない項目がある場合には、審査会での審査の上、選定しない場合がある。

ウ 提案者の得点が、500点に審査会審査員数を乗じた点数の60%の点数未満の場合は、選定しない。

(3) 非選定者への通知

ア 提出した企画提案書が選定されなかった者に対しては、愛媛県知事から通知する。ただし、順位や採点結果については、通知しない。

イ アの通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）の持参、郵送（書留若しくは簡易書

留又は信書便でこれらに準じるもので最終日の 17 時 15 分までに到着したものに限り、) F A X 又は電子メール (着信を電話で確認すること。) により、愛媛県知事に対して非選定理由について説明を求めることができる。

ウ イに対する回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行う。ただし、他者の評価結果等については、回答しない。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は、次のとおりとする。

(ア) 受付場所：4 に同じ。

(イ) 受付時間：8 時 30 分から 17 時 15 分まで (土日及び祝祭日を除く。)

10 契約方法

(1) 9 の選定手続により選定された企画提案書の提案者を契約締結候補者 (以下「候補者」という。) として、委託業務の内容について協議及び調整を行うものとし、協議が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合や候補者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、次の順位の高い参加者を候補者として協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 仕様書は、当該業務の最低水準を示したものである。したがって、選定された提案内容によっては、締結する契約書及び添付される仕様書には、県と候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。

(3) 契約保証金

愛媛県会計規則 (昭和 45 年愛媛県規則第 45 号) 第 152 条の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、同規則第 154 条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 契約書作成の要否

別添 4 「委託契約書 (案)」により契約書を作成するものとする。

11 苦情申し立てに関する事項

(1) 本手続における企画提案書の選定その他の手続に不服がある者は、愛媛県特定調達苦情検討委員会に対して苦情申し立てを行うことができるものとする。ただし、説明書等の不知又は不明を理由として苦情を申し立てることはできないものとする。

(2) (1) の苦情申し立てに関する連絡先は、次のとおりとする。

愛媛県出納局会計課用品調達係

電話番号 089-912-2156

12 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語、通貨及び単位
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
 - ウ 単位 日本の標準時及び計量法に定める単位
- (2) 提出物の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、企画提案書の選定以外の目的に無断で使用しないものとする。
- (4) 参加表明書の提出以降、企画提案書を選定するまでの間に、5に定める資格を満たさなくなった場合は、その企画提案書は選定しない。